

年金課

障害厚生年金・遺族厚生年金について

組合員の皆さまが病気やケガにより障害の状態となった場合に受給権が発生する障害厚生年金と、万が一不幸があった場合にご遺族に受給権が発生する遺族厚生年金についてご説明します。

障害厚生年金



障害厚生年金とは

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日（障害の原因となった傷病について初めて医師の診察を受けた日）のある病気やケガが原因となって、障害等級が3級以上に該当する程度の状態となった方に支給される年金です。

障害等級が2級以上となった場合は、共済組合から支給される障害厚生年金と併せて日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。

なお、障害厚生年金は、在職中、一部支給停止となる場合があります。

障害厚生年金の支給要件

組合員期間中に初診日があり、保険料納付要件（※）を満たしている方が、次の1～3のいずれかに該当したときに障害厚生年金が支給されます。

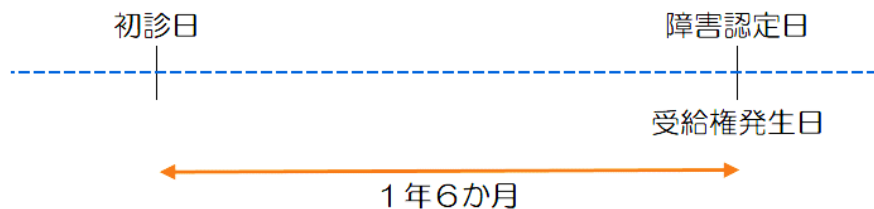
（※）国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、初診日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間全体の2/3以上あること。ただし、令和8年4月1日前に初診日がある場合は、この要件を満たさなくても、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がなければ納付要件を満たすこととなります。

1 障害認定日（初診日から1年6か月経過した日）において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるとき

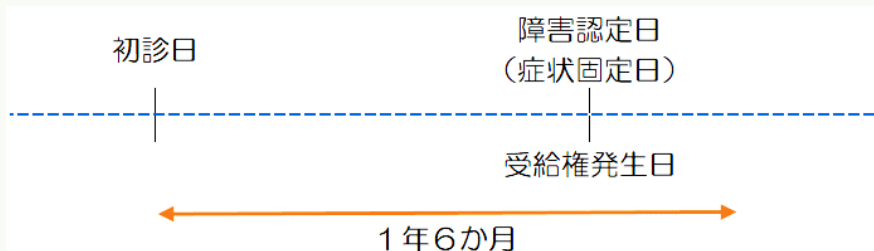
※初診日から1年6か月経過する前でも、症状が固定し治療の効果が期待できない状態である場合は、症状が固定した日が障害認定日になります。

（例）人工骨頭や人工関節を挿入置換した日、人工弁やペースメーカーを装着した日、人工透析を開始して3か月経過した日 など

- ① 初診日から1年6か月を
経過した場合 ▶

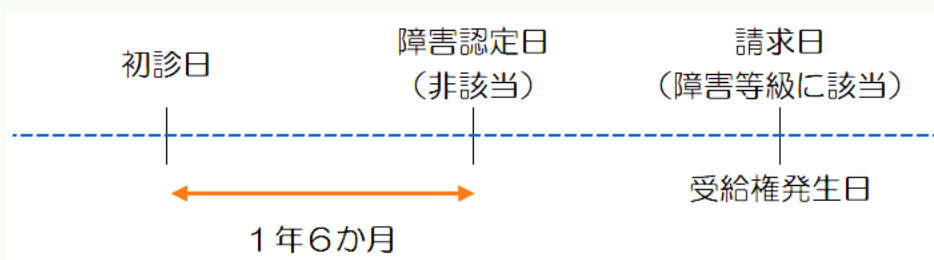


- ② 初診日から1年6か月を
経過する前に症状が固定
した場合 ▶



- 2 障害認定日時点では障害等級に該当しなかったが、その後、65歳に到達する日の前日までの間に症状が悪化し、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき

※この場合は、事後重症請求として請求日の属する月の翌月から障害厚生年金が支給されます（請求日とは共済組合の請求書受付日のことであり、その日が受給権発生日になります。）。



- 3 厚生年金の被保険者である間に初診日のある傷病による障害（基準傷病）と、その他の傷病（基準傷病の初診日以前の傷病に限る。）による障害を併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態になったとき

実際にあった気をつけたいケース

●認定日請求

- ・在職中は障害厚生年金を請求することができないと思っていたため請求をしていなかったが、在職中でも請求できることを知り請求したところ、時効により請求日から5年間しか遡って支給されなかった。
- ・障害認定日時点で受診していた医療機関が閉院していたため、障害認定日請求を行うことができず、事後重症請求を行うこととなった。

●事後重症請求

- ・障害認定日時点では障害状態になかったが、その後悪化し、事後重症請求を行うことにしたが、初診日の医療機関の特定が困難であったため、請求が遅くなったことに伴い、受給権発生日が遅くなった。

- 数年前から障害状態にあったと思い、遡って障害認定日請求を行ったが、障害認定日時点では障害状態ないと判断されたため、事後重症請求での決定となり、請求日の翌月からしか年金が支給されなかった。

※障害状態になってからの請求が遅くなると、請求される方の不利益になることもありますのでご注意ください。

遺族厚生年金

遺族厚生年金とは

遺族厚生年金は、組合員や組合員であった方が死亡したときに、その方によって生計を維持されていた、年齢や収入等の要件を満たすご遺族へ支給される年金です。

なお、遺族厚生年金の支給を受ける方が子のある配偶者又は子の場合には、共済組合から支給される遺族厚生年金と併せて日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。

遺族厚生年金の支給要件

組合員や組合員であった方が次の①～④のいずれかに該当して死亡したときに遺族厚生年金が支給されます。

●短期要件（組合員期間が25年未満の場合は、25年とみなして計算します。）

- ① 一定の保険料納付要件（※）を満たした組合員が在職中に死亡したとき
- ② 一定の保険料納付要件（※）を満たした組合員であった方が、退職後、組合員であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害等級1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき

（※）国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、死亡日の属する月の前々月までの国民年金被保険者期間全体の2/3以上あること。ただし、令和8年4月1日前に死亡した場合は、この要件を満たさなくても、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がなければ納付要件を満たすこととなります。

●長期要件（実際に加入していた組合員期間で計算します。）

- ④ 老齢厚生年金等の受給権者又は被保険者期間（保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を全て足した期間）が25年以上ある方が死亡したとき

遺族の範囲と順位

次のいずれかに該当する方で、組合員や組合員であった方が死亡したときに、その方と生計を共にしており（原則同居）、かつ恒常的な収入が将来にわたって年額850万円未満である方が遺族厚生年金の受給権者となります。

- ① 配偶者と子 … 夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある未婚の子、又は障害等級1級若しくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子に限ります。
- ② 父母 … 55歳以上に限ります。
- ③ 孫 … 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある未婚の孫、又は障害等級1級若しくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の孫に限ります。
- ④ 祖父母 … 55歳以上に限ります。

※子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金を受けている間は支給停止となります。

※配偶者以外の方に遺族厚生年金を支給し、かつ同順位の受給権者が2人以上いる場合には、その人数によって等分して支給されます。

※遺族が2人以上いる場合、①から④までの順序で遺族厚生年金を支給することとされており、先順位者がいる場合の次順位者に該当する方は受給権を得られません。

遺族基礎年金の範囲と順位

遺族厚生年金の受給権者が次のいずれかに該当する場合は、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。

- ① 子と生計を共にしている配偶者
- ② 子

※子とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある未婚の子、又は障害等級1級若しくは2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子を言います。

※子に対する遺族基礎年金は、配偶者が遺族基礎年金を受けている間は支給停止となります。

年金生活者支援給付金について

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で一定の要件を満たす方は、日本年金機構から年金生活者支援給付金の支給を受けることができます。

詳しくは、0570-05-4092（ナビダイヤル）、若しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

なお、お問い合わせの際は基礎年金番号がわかる書類をご用意ください。